



第3次 筑西市行政改革大綱

～将来を見据えた行政経営のシナリオ～

平成27年3月

筑西市





はじめに

人口減少社会の到来や少子高齢化の急速な進展など、社会構造が大きく変化しているなか、国と地方の関係も新たな段階を迎えようとしています。地方自治体は、自立性と主体性を持って自らの責任と判断でまちづくりを進めていくことが求められており、市民や民間事業者と行政が一体となって、それぞれの役割と責任のもと公共の領域を担い、協働・連携していくことが必要となっています。

本市におきましては、平成19年3月に策定した「筑西市行政改革大綱」に基づき、収納対策強化による歳入確保や徹底した経費の削減に取り組み、主に量の改革と言われる財政構造健全化などにおいて成果を挙げてきました。

更に、平成22年3月には「第2次筑西市行政改革大綱」を策定し、量から質の改革への転換を図るため、主に質の改革と言われる市民サービスの向上や市民協働の推進などに取り組んでまいりました。

一方、国におきましては、「行政改革推進法」や「公共サービス改革法」を整備し、「民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすること」、「行政が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること」などを推進しています。また、地方自治体の会計制度につきましても、企業会計の慣行を参考とした財務書類の作成などを柱とする新たな地方公会計の整備を推進するなど、従来の行政主導の管理運営型から民間事業者等との協働による自立経営型への転換を求めています。

このようななか、新たなステージとなります「第3次筑西市行政改革大綱」の策定にあたりましては、「行政を経営する」という概念を強く意識しながら、限られた経営資源を市民ニーズに合わせ最適配分するとともに、価値ある行政サービスを提供するための仕組みを構築し、将来を見据えた行政経営を戦略的に展開します。

合併により筑西市が誕生してから10年の節目を迎え、市民が主役の安心・安全なまちづくりを推進するため、様々な施策を展開してまいりましたが、今後も市民が満足する行政サービスの提供を目指し、徹底した行政改革に取り組んでまいります。

平成27年3月

筑西市長

須藤 茂



目 次

第1 現状と課題	1
1 これまでの取り組みの成果	1
(1) 第1次行政改革（平成18年度～平成21年度）の成果	1
(2) 第2次行政改革（平成22年度～平成26年度）の成果	1
2 検証と課題	2
3 行政改革の必要性	4
(1) 人口減少と少子高齢化の更なる進行	4
(2) 多様化する市民ニーズへの対応	5
(3) 地方分権改革の進展	5
(4) 厳しい財政状況からの脱却	6
第2 改革の基本方針	7
1 大綱の位置付け	7
2 改革の基本方針	7
3 改革の柱	8
(1) サービス改革	8
(2) 職員改革	8
(3) 財産改革	8
(4) 財政改革	8
4 推進期間	8
第3 改革の重点項目	9
1 サービス改革	9
(1) 質の高い行政サービスの提供	9
(2) 新たな行政経営システムの構築	9
(3) 抜本的な事務事業の見直し	9
(4) 民間活力の積極的な導入	10
(5) 行政情報化の推進	10
(6) 公正かつ適正な入札制度の確立	10
(7) 協働のまちづくりの推進	10
(8) 広域的な連携の推進	10



2	職員改革	1 1
(1)	効率的で柔軟な組織体制の構築	1 1
(2)	職員の意識改革と資質向上	1 1
(3)	戦略的な人材育成制度の確立	1 1
(4)	人事管理の徹底	1 1
3	財産改革	1 2
(1)	公共施設の効率的な運用	1 2
(2)	ファシリティマネジメントによる財産管理	1 2
(3)	公有地の有効活用	1 2
4	財政改革	1 3
(1)	安定した財政基盤の確立	1 3
(2)	多様な財源の確保	1 3
(3)	継続的な歳出抑制	1 3
(4)	受益者負担の適正化	1 3
(5)	新地方公会計の整備推進	1 4
第4	改革の進行管理	1 4
1	アクションプランの策定	1 4
2	推進体制	1 4
第5	資料編	1 5
1	筑西市行政改革推進本部設置要綱	1 5
2	筑西市行政改革推進委員会設置規則	1 6
3	諮問・答申書	1 7
4	用語の解説	1 9



第1 現状と課題

1 これまでの取り組みの成果

(1) 第1次行政改革（平成18年度～平成21年度）の成果

筑西市の行政改革は、「財政の健全化と市民福祉の向上」を目指して、合併後1年が経過した平成18年度から本格的にスタートしました。平成19年3月に策定した「筑西市行政改革大綱」に基づき、収納対策強化による歳入確保や徹底した経費の削減に取り組み、市税等収入の増収や、人件費等の歳出削減など、4年間で累計約70億円の効果を生み、「危機的財政状況からの脱却」に成果を挙げました。

(2) 第2次行政改革（平成22年度～平成26年度）の成果

第1次行政改革において、財政構造健全化に一定の成果を挙げることができましたが、その一方で、歳出削減による総体的な事業規模の縮小を招いたことも事実です。そこで、平成22年3月に策定した「第2次筑西市行政改革大綱」では、「量から質の行革への転換」による「持続可能な筑西市の創造」を目標に掲げ、事務事業の簡素合理化やサービスの質の改革に取り組みました。

効果額では、職員数の削減等により約24億円の人件費の削減効果を生みましたが、一方で、委託料などの物件費や、企業会計・特別会計への繰出金等の歳出が増加し、4年間の累計では約13億円の効果となります。

(※H26年度決算が未確定のため、第2次行革の効果額は、H25年度決算までの4年間の累計額です。)

第1次行政改革(H18～H21)	成果	第2次行政改革(H22～H26)
70億3千万円 内訳 〔 10億6千万円増収 20億8千万円削減 19億5千万円削減 14億6千万円削減 4億8千万円削減 〕	効果額計 市税等収入 人件費 物件費 繰出金等 事業費	12億8千万円 〔 6千万円増収 24億1千万円削減 (6億6千万円増加) (5億3千万円増加) 〕内訳
○職員数213人削減 (H17.4→H21.4) ○収納対策強化 ○手数料の改定 ○窓口業務の時間延長 ○行政評価の導入 ○事務処理マニュアルの整備 ○有料広告の導入 ○契約事務の一本化	主な取り組み	○職員数86人削減 (H21.4→H26.4) ○民間公募の指定管理者制度導入 ○民間委託の推進 ○公共施設適正配置の検討 ・公共施設白書の策定 ・公共施設適正配置指針の策定 ○収納事務・支払事務の効率化 ・口座振替申込書の様式統一 ・公共料金の一括口座振替



2 検証と課題

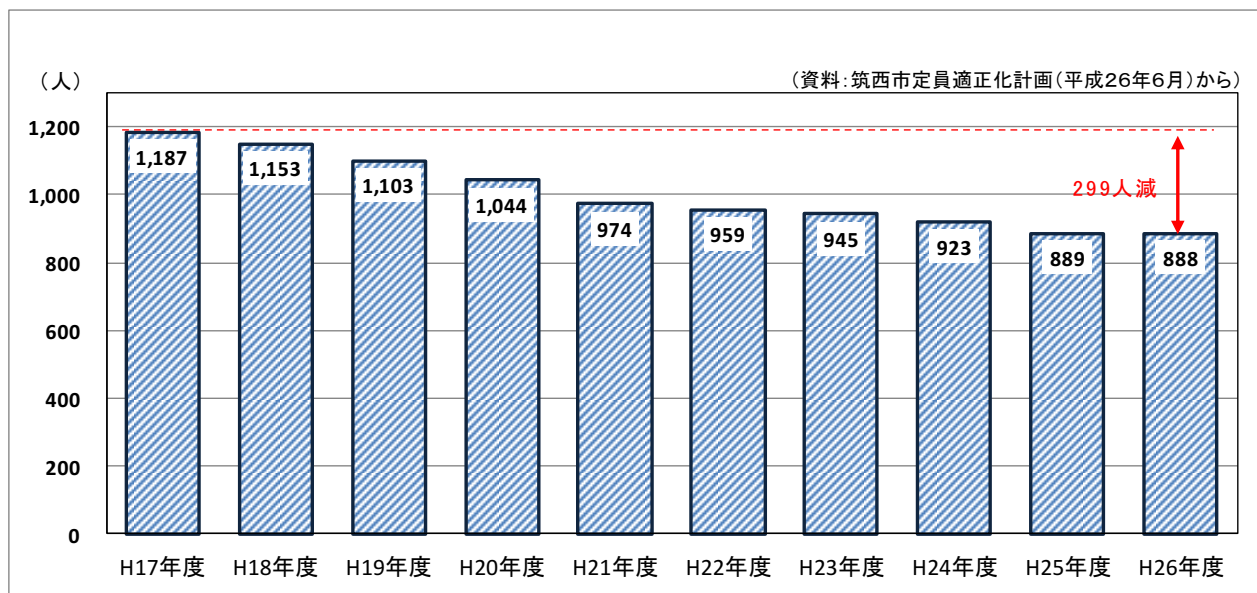
第1次行政改革において「危機的財政状況からの脱却」に取り組み、第2次行政改革では「量から質の行革への転換」を図りつつ、筑西市の行政改革は段階的に成果を挙げてきました。特に、平成17年の合併当初から職員数は約300人減少し、人件費の削減に寄与していますが、一方で、地方分権改革により事務量が増加しており、限られた職員数で複雑・多様化する市民ニーズに的確に応えていかなければなりません。

また、この間、少子高齢化が進行し、介護や医療、児童手当などの社会保障関係経費の伸びにより、平成17年の合併当初から扶助費の歳出が1.7倍に増加しています。更に、公共施設の老朽化による維持補修費の増加や、東日本大震災を踏まえた小中学校の耐震補強工事や改築事業が急務となり、投資的経費の歳出が2.5倍に増加しています。

更にこの間、病院事業などの企業会計へ毎年約10億円、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、下水道事業などの特別会計へ毎年約49億円と、一般会計から多額の繰出金等を支出し続けています。

これらの傾向は今後も続くことが予想されることから、筑西市では引き続き徹底した行政改革に取り組んでいく必要があります。

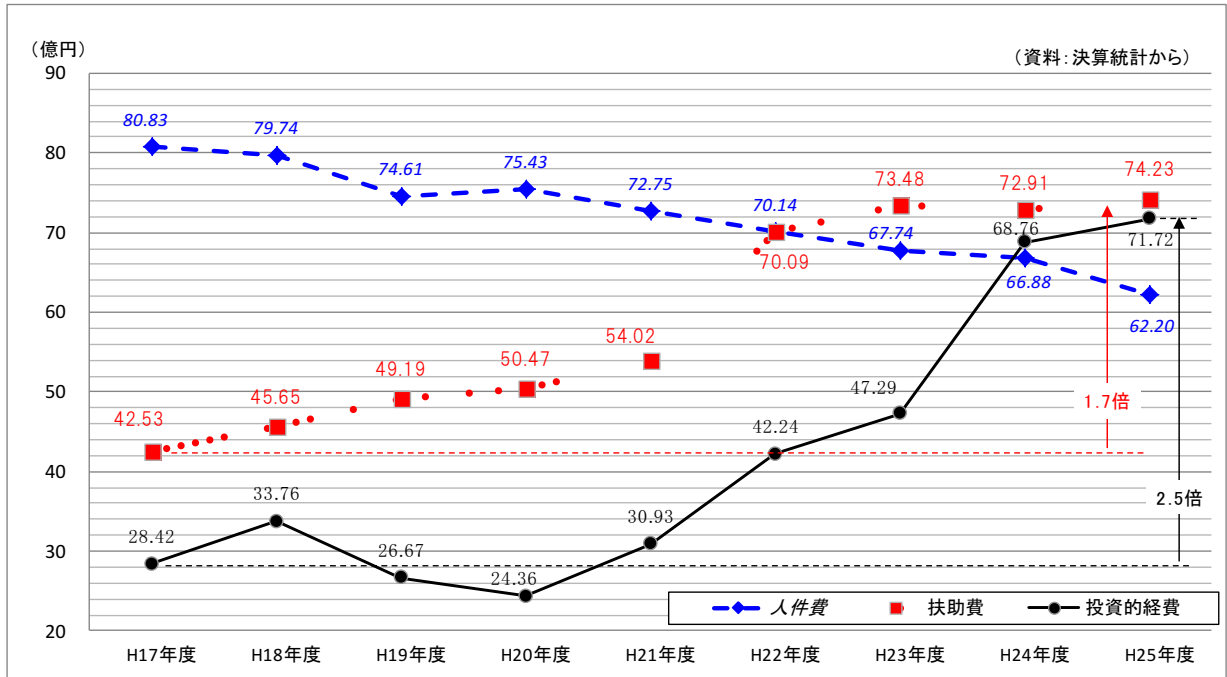
■市職員数の推移



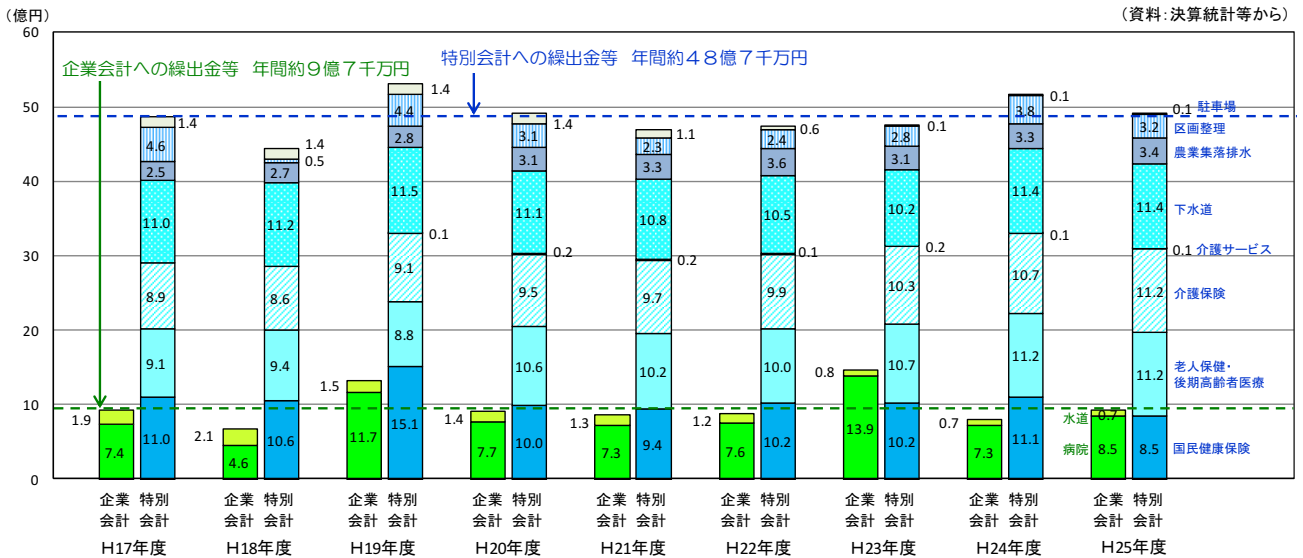
※各年度4月1日現在



■人件費・扶助費・投資的経費の推移



■企業会計・特別会計への繰出金等の状況





3 行政改革の必要性

(1) 人口減少と少子高齢化の更なる進行

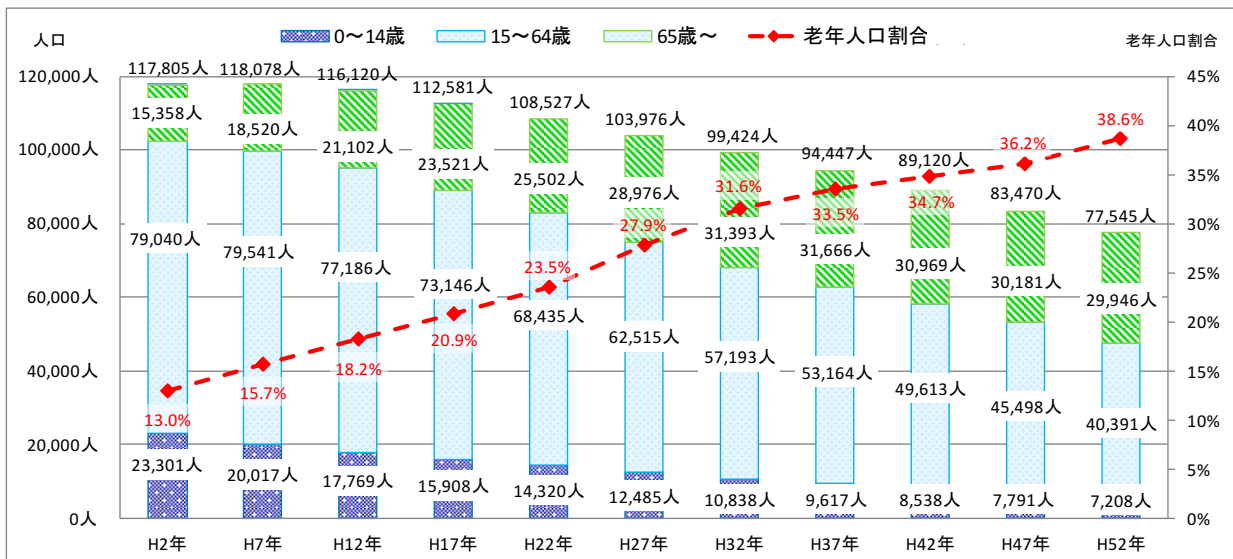
全国的に少子高齢化が進行する人口減少社会にあって、本市においても平成7年の118,078人を境にして、依然減少傾向が続いています。本市の人口減少は、出生・死亡に伴う自然動態による減少だけでなく、転出者の増加による社会動態の減少が大きな要因になっており、出生数の急激な増加も期待できない状況にあることから、今後も人口減少の傾向が進むものと予想されます。

また、年少人口（0歳から14歳）と生産年齢人口（15歳から64歳）が大幅に減少することが見込まれ、これと対比して老年人口（65歳以上）は増加傾向にあることから、老年人口割合（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が急激に上昇することが予想されます。

※将来人口の比較（平成27年と平成47年の予測値）

項目	平成27年	平成47年	比較増減
総人口	103,976人	83,470人	△20,506人
年少人口	12,485人	7,791人	△4,694人
生産年齢人口	62,515人	45,498人	△17,017人
老年人口	28,976人	30,181人	1,205人
老年人口割合	27.9%	36.2%	8.3%

■筑西市の人口の推移と見通し（予測値）



平成2年から平成22年は、国勢調査の結果を引用（総人口には年齢不詳を含む。）

平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」を引用



(2) 多様化する市民ニーズへの対応

少子高齢化や高度情報社会の急速な進展など、社会経済情勢の変化を背景に、市民の価値観や生活スタイルは日々大きく変化しています。それに伴い市民ニーズもますます高度化・多様化していることから、行政に向けられる目は一層厳しいものとなっており、これまでのように均一・画一的な行政サービスでは市民の納得を得られないのが現状です。

このような変化に的確に対応し、市民満足度を向上させるためには、市民が求めるサービスの形や仕組みを検証するとともに、すべての事務事業をゼロベースで見直し、真に必要なサービスを着実に提供していく必要があります。

(3) 地方分権改革の進展

① 第1次地方分権改革

平成5年6月に、国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化など、地方自治体の自主性・自律性の強化を図ることを趣旨とした「地方分権の推進に関する決議」が衆参両院においてなされ、地方分権改革がスタートしました。その後、平成12年4月には「地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）」が施行され、国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係にするため、機関委任事務制度の廃止や国の関与の基本ルールの確立などの改革が行われました。

② 第2次地方分権改革

平成19年4月に施行された「地方分権改革推進法」に基づき、地方分権に係る第1次から第3次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）が成立し、都道府県から市町村への権限移譲や規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）などが進められました。そして、これを見直し更なる分権改革を進めるため、第4次一括法が施行され、地方に対する権限移譲と規制緩和が本格化してきました。

③ これからの地方分権改革

新たな局面を迎える地方分権改革においては、「個性を活かし自立した地方をつくる」ことを掲げ、行政の質と効率を上げる、まちの特色と独自性を活かす、地域ぐるみで協働することを目指しています。具体的な方策としては、地方の発意と多様性を重視し、地方に対する権限移譲と規制緩和に係る改革提案を地方自治体などから募る「提案募集方式」や、全国一律に権限移譲を行うことが難しい場合には、希望する自治体に選択的に移譲する「手挙げ方式」を導入することとしています。



(4) 厳しい財政状況からの脱却

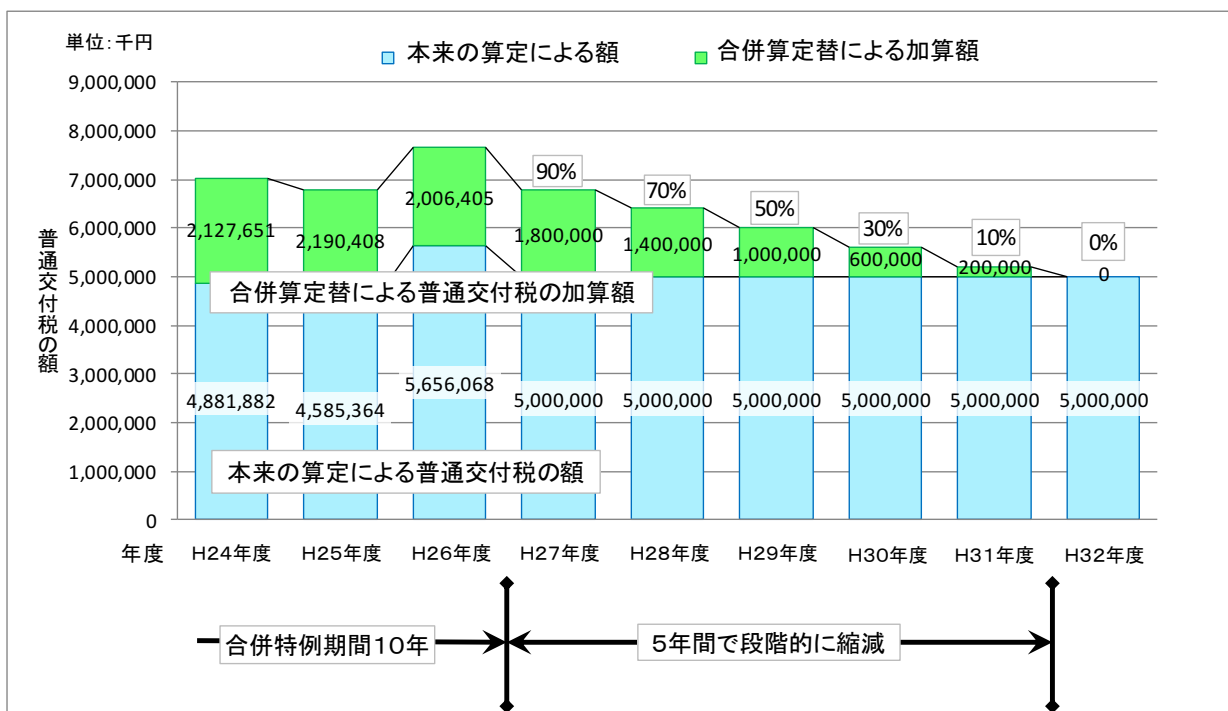
本市の財政状況については、税収の落ち込みなどにより平成25年度決算における経常収支比率が93.0%と前年度に引き続いて上昇しており、財政構造の硬直化など依然として厳しい状況が続いております。

今後、多様化する市民ニーズへの対応に加え、新中核病院の整備をはじめ、学校施設の耐震化、公共施設の改修・更新や社会インフラの長寿命化などの財政需要が山積しているなかで、平成27年度から始まる実質的な普通交付税の合併特例措置の段階的縮減により、平成32年度には年間最大20億円規模の一般財源が減少する局面を迎えます。

こうした状況を踏まえ、将来を見据えた行政経営を推進するため、歳入に見合った歳出の削減を図りつつ、基本的な行政サービスを含めた真に必要な施策に安定的かつ継続して財源措置ができるよう、財源の効果的な活用と経常的経費の削減を進める必要があります。

また、市債残高の削減や公共施設の適正配置など将来負担の軽減を図る取り組みを継続していくほか、歳入面においても、税収をはじめ、市有財産の有効活用等による自主財源の確保など、計画的な財政運営に努めることが不可欠となっています。

■普通交付税の特例（合併算定替）のシミュレーション図



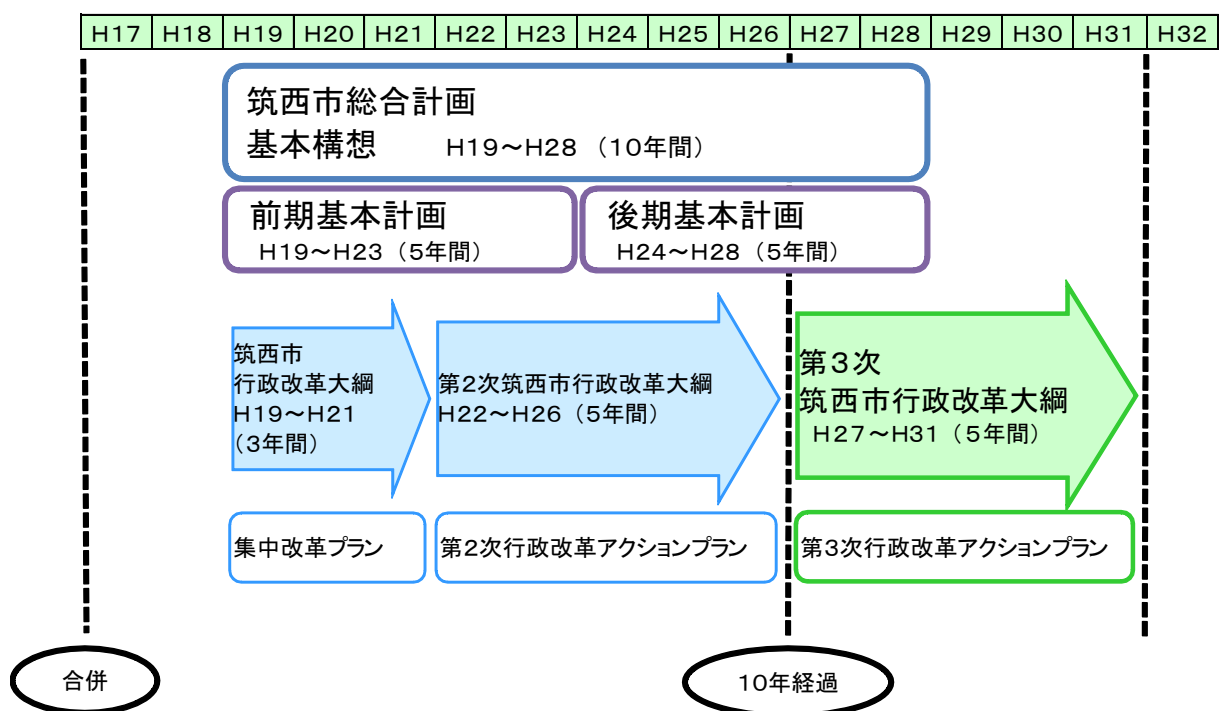
※平成24年度から平成26年度は実績値、平成27年度以降は予測値



第2 改革の基本方針

1 大綱の位置付け

「第3次筑西市行政改革大綱」は、本市の最上位計画である「筑西市総合計画」に掲げる将来都市像の実現を目指し、様々な施策を展開するための基本であり、総合計画の重点項目にも位置付けされる「効率的な行財政運営の推進」を図るため、本市が取り組むべき行政改革の考え方を明らかにするものです。



2 改革の基本方針

将来を見据えた行政経営 ～経営資源改革による市民満足度の向上を目指して～

経営の視点を最大限に活用し、経営資源の三要素と言われる「人（ヒト）・物（モノ）・金（カネ）」を「人＝職員」・「物＝財産」・「金＝財政」ととらえ、行政経営の基礎となる経営資源を抜本的に改革することにより行政基盤を強化します。

そして、市民の視点に立ったサービス改革を着実に実行し、市民が満足する行政サービスの提供を目指すため、将来を見据えた行政経営を戦略的に展開します。



3 改革の柱

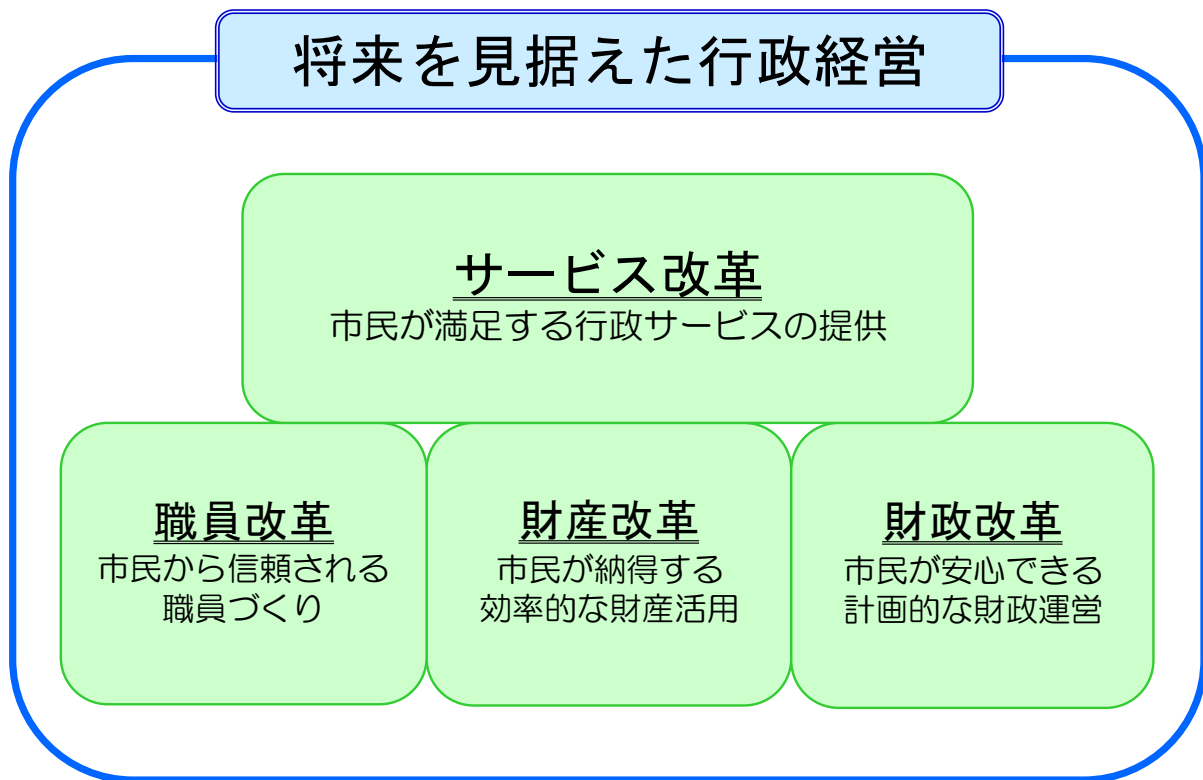
次の4つの改革を柱として位置付け、それぞれの改革目標を達成するため、市民の目線を意識した改革に取り組みます。

(1) サービス改革・・・市民が満足する行政サービスの提供を目指します。

(2) 職員改革・・・市民から信頼される職員づくりを目指します。

(3) 財産改革・・・市民が納得する効率的な財産活用を図ります。

(4) 財政改革・・・市民が安心できる計画的な財政運営を推進します。



4 推進期間

この大綱の推進期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



第3 改革の重点項目

4つの改革の柱に具体的な取組事項となる20の重点項目を設定し、計画的かつ着実に実行することを目指します。

1 サービス改革

複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、「職員改革」「財産改革」「財政改革」を総動員して、市民の視点に立ったサービスの改革を進めます。

そして、地方自治法が定める「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という基本原則に基づき、市民が満足する行政サービスの提供を目指します。

(1) 質の高い行政サービスの提供

これまでの行政運営に成果重視や目標管理など民間の経営手法を積極的に取り入れる「新しい公共経営」の考えを基本に、前例や慣習にとらわれない戦略的な行政経営を推進します。

そして、市民が主役、市役所は市民の役に立つ所という認識のもと、市民が何を求めているかを的確に把握し、市民志向で質の高い行政サービスを提供します。

(2) 新たな行政経営システムの構築

行政は最大のサービス業と言われるなかで、行政を経営するという概念をより強く意識し、従来の管理運営型から自立経営型への転換を図り、自己決定、自己責任に基づく自立した行政経営を推進します。

そして、行政評価（事務事業評価・施策評価）と予算、組織を連動させたPDCAサイクルを着実に実行し、民間の経営手法を活用した成果重視の新たな行政経営システムを構築します。

(3) 抜本的な事務事業の見直し

複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応するためには、限られた経営資源を必要な事務事業に効果的に配分する必要があります。そのため、所期の目的に照らし効果が薄れた事業や、将来にわたり現行水準を維持することが困難な行政サービスなどについて、原点に立ち返った抜本的な事務事業の見直しを進めます。

そして、現行サービスの必要性や内容を徹底的に精査するとともに、発想の転換を図り、新たな施策を含め真に優先度の高い施策を選択し、市民に有益な行政サービスの提供を目指します。



(4) 民間活力の積極的な導入

民間活力の導入手法については、業務の外部委託をはじめ、PPP、PFI、指定管理者制度など、民間事業者等の優れた専門知識を活用する多様な手法があります。

このことから、行政が実施する必要性の減少した事務事業については、費用対効果を見極め、的確な手法を選択して積極的に民間活力を導入し、これにより生み出された財源や人材を新たな行政サービスに転換することにより、行政サービスの質の向上を図ります。

(5) 行政情報化の推進

急速に進展する情報化社会に的確に対応するため、既存の情報システムや各種情報資産の適切な運用を図るとともに、時代に即した行政情報化を積極的に推進し、情報システムの最適化や電子申告の充実、マイナンバー制度の導入を推進します。

また、情報の信頼性を確保するため、情報マネジメントを推進するとともに、行政情報の取り扱いについては、情報セキュリティポリシーにより適切に対処します。

(6) 公正かつ適正な入札制度の確立

入札契約手続の透明性・公平性・競争性を確保するため、入札情報の適正な開示や電子入札対象の拡充、不誠実な行為や談合等の不正行為の防止を図り、公正かつ適正な入札制度の運用に努めます。

(7) 協働のまちづくりの推進

成熟した市民協働社会の実現を目指して、市民活動のネットワーク化や複数の活動の有機的な結びつきを強化し、協働のまちづくりの基盤強化を図ります。

また、市民と行政が共通認識をもって相互の連携を図り、対等の関係で支え合う環境の形成を目指します。

そして、様々な分野において市民参加を推進するとともに、市民・団体・企業などと行政が互いに自主性を尊重し、役割と責任を分担して協働していくための仕組みと行政の支援体制の充実を図ります。

(8) 広域的な連携の推進

本市の広域的拠点性や特性を活かし、近隣自治体や鉄道沿線自治体、その他の自治体との連携を推進し、共同処理事務の効率的な運営、ソフト事業の共同実施など、人・物・情報の交流促進を図ります。



2 職員改革

行政サービスを提供する主体となるのは、一人ひとりの職員であり、経営の視点でとらえれば、職員は貴重なマンパワーとなります。一方で、職員は市民全体の奉仕者であり、高い倫理観と使命感をもって職務に当たらなければなりません。

そのため、職員の一層の意識改革に努めるとともに、市民感覚と経営感覚のバランスをもった職員の育成や、市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織・機構の見直しを継続的に行います。また、職員の適正配置、資質向上など適切な人事管理に努め、市民から信頼される職員づくりを目指します。

(1) 効率的で柔軟な組織体制の構築

複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応するため、効率的で柔軟な組織体制を構築します。

また、執務環境の改善と職場の活性化に努めるとともに、全庁横断的な連携を推進し、組織力の向上を図ります。

(2) 職員の意識改革と資質向上

行政改革を進めるうえで、職員の存在は最も基礎となる重要なものです。職員の意識によって、行政サービスの質や市民に与える印象、職場の雰囲気が変わります。意識の持ち方についても、従来の依存同質型から自立個性型への転換が求められるなかで、職員自身の自己研鑽や自己啓発を促進するとともに、様々な機会を通して職員の意識改革と資質向上を図ります。

(3) 戦略的な人材育成制度の確立

厳しい財政状況を踏まえた人件費の抑制により職員数が減少するなか、国・県からの権限移譲に伴う事務量の増加や複雑・多様化する市民ニーズに的確に応えるためには、戦略的な人材育成が必要となります。

そのため、職員研修制度を充実させ、職員個々の能力を醸成する機会を積極的に提供するとともに、職員の能力を最大限に引き出すことで、組織力を強化させる仕組みを構築し、職員研修と人事管理が連携した戦略的な人材育成制度を確立します。

(4) 人事管理の徹底

職員個々の適性や能力を把握し、適材適所の職員配置に努めるとともに、バランス感覚とチャレンジ精神のある職員を育成するため、ジョブ・ローテーションを確立します。

また、意欲・能力・実績を重視した成果志向の人事評価制度を導入し、適切な人事管理に努めます。



3 財産改革

本市においては、合併時にあった公共施設がそのまま引き継がれ、類似のサービスを提供する施設が多数存在します。公共施設は、地域住民の生活に欠くことのできない場であるとともに、市の財産でもあります。一方で、公共施設や水道、下水道などのインフラは老朽化が進み、これを維持管理していくためには多額の費用が必要となります。

そこで、公有財産のあり方について、将来を見据えた有効活用策の検討を行い、その方向性を明確にすることにより、市民が納得する効率的な財産活用を図ります。

(1) 公共施設の効率的な運用

「公共施設適正配置に関する指針」に基づき、施設類型ごとの特性を踏まえて全庁横断的な検討を重ね、具体的な方向性を示す「適正配置実施計画」を策定します。

また、長期的な視点でライフサイクルコストを見直し、資産投資の平準化を図るとともに、公共施設を行政経営の視点から客観的に評価し、公共施設の効率的な運用を目指します。

(2) ファシリティマネジメントによる財産管理

ファシリティマネジメントは、すべての財産を経営の視点から最適な状態で保有・運営・維持するための総合的な管理手法です。この手法により、公共施設全体を対象とした総合的視野や、将来の変化にも対応できる長期的視野に立ち、廃止、転用、多機能化、複合化など戦略的な公共施設のあり方を検討することにより、適切な財産管理に努めます。

(3) 公有地の有効活用

公有地は市民全体の貴重な財産であるとともに、公有地を保有し続けるためには、一定のコストがかかります。そのため、公有地の利活用により得られる利益を市民に還元することを基本に、公有地の売却や借地の返還、適正な賃貸借基準の設定などを検討し、公有地の有効活用を図ります。

特に低・未利用地については、貸付や売却を含め有効に活用するための方策を検討し、市民ニーズに適した公有地活用を推進します。



4 財政改革

急速な少子高齢化を背景とした社会保障関係経費の増加をはじめ、新中核病院の整備、学校施設の耐震化などの財政需要が山積している一方で、普通交付税の合併特例措置の段階的縮減により歳入が大幅に減少するなど、今後も厳しい財政運営が予想されます。

そのため、全職員が本市の置かれている財政状況を十分に認識し、限られた財源の効率的・効果的な活用を図るとともに、あらゆる英知を結集し、市民の視点に立った財源配分に努め、市民が安心できる計画的な財政運営を推進します。

(1) 安定した財政基盤の確立

今後の財政運営を見据え、より一層の歳出削減と将来負担の抑制を図るとともに、多様な財源の確保に努め、限られた財源を有効活用することにより、真に必要なとする行政サービスを継続的に提供できる安定した財政基盤を確立します。

(2) 多様な財源の確保

景気低迷による市税等の減少や普通交付税の合併特例措置の段階的縮減など、今後も歳入の増加を見込むことは厳しい状況にあります。このことから、企業広告収入や国県補助金等の確保、公有財産の有効活用など、多様な財源の確保に努めます。

また、市税等の徴収体制を強化するとともに、納税者の利便性確保及び収納率向上に資するため、市税納付環境の整備・拡充を図り、財源確保の一翼を担います。

(3) 継続的な歳出抑制

義務的経費の大部分を占める人件費の抑制を図るため、職員給与の適正化に努めるとともに、定員適正化計画に基づき職員の削減を進めます。

また、事務事業の見直し、徹底した経費削減、補助金等の整理合理化、公共工事の効果的な執行、地方公営企業の経営健全化などに取り組み、歳入に見合った歳出の抑制を図ります。

(4) 受益者負担の適正化

受益者負担の考え方は、特定の行政サービスを利用する人が応分の負担をすることによって、サービスを利用しない人との負担の公平性を確保するというものです。使用料及び手数料等の料金設定にあたっては、負担公平、負担均衡の観点から定期的に見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。



(5) 新地方公会計の整備推進

これまでの現金主義・単式簿記による会計制度を補完するものとして、国が示す統一的な基準に基づき、発生主義・複式簿記による新たな地方公会計制度の整備を推進します。これにより、民間企業と同様の財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書など）と固定資産台帳を整備し、財政状況の透明性を高めるとともに、財政運営の基礎資料として有効に活用していきます。

第4 改革の進行管理

1 アクションプランの策定

行政改革を計画的に推進するとともに、より高い実効性を確保するため、各年度の実施内容等を具体的に示した「第3次筑西市行政改革アクションプラン」を策定します。アクションプランには、改革の重点項目に沿って改革プログラムを設定し、推進期間の各年度の実施方針や最終年度である平成31年度の実施目標を具体的に掲げます。

そして、各年度終了時点の実施状況等を調査し、報告・公表・意見聴取することにより進行管理を行います。

2 推進体制

推進期間中は、全職員が第3次行政改革の考え方について共通認識を持ち、積極的に取り組みを推進します。そして、全庁的に改革を推進するため、行政改革推進に係る政策決定機関である「行政改革推進本部」が取り組みの進行管理を行います。

取り組みの進捗状況や成果等については、市民委員からなる「行政改革推進委員会」に報告するとともに、広報紙やホームページ等を通じて広く市民に公表し、意見等を改革の推進に反映します。



第5 資料編

1 筑西市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行財政運営の確立に向けて、行財政の改革を積極的に推進するため、筑西市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政改革大綱の策定（見直しを含む。）に関すること。
- (2) 行政改革大綱に基づく行政改革推進の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか行政改革の推進に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長、副本部長には副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、筑西市庁議等規程（平成17年市規程第2号）第3条第1号から第5号までに規定する庁議の構成員（市長及び副市長を除く。）をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の者を推進本部の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 行政改革に係る課題を整理検討し、推進本部の能率的運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は総務部長、副幹事長には総務部次長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、会議の議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者を幹事会の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 前条の幹事会の幹事は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 部の次長。ただし、2人以上の次長が置かれたときは、当該部長が指名する次長
- (2) 次長を置かない部にあつては、当該部長が指名する課長

(庶務)

第8条 推進本部及び幹事会の庶務は、行政改革主管課において処理する。



(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか推進本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

2 筑西市行政改革推進委員会設置規則

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政運営を推進するため、筑西市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、又は市長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 市の行政改革の推進に関すること。
- (2) 行政改革大綱の策定及び進行管理に関すること。
- (3) 指定管理者が行う公の施設の管理運営業務に対する評価及び改善に関すること。
- (4) その他行政改革の推進に関し必要と認めること。

2 委員会は、前項に掲げる事項について、市長に対して必要な意見を述べ、又は市長の諮問に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて市長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。



(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政改革主管課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

3 諮問・答申書

・ 諮問書

筑行革第13号
平成27年1月5日

筑西市行政改革推進委員会
委員長 爲我井 茂 様

筑西市長 須藤 茂

第3次筑西市行政改革大綱（案）について（諮問）

第3次筑西市行政改革大綱（案）について貴委員会のご意見を賜りたく、
諮問いたします。



・ 答申書

平成27年2月6日

筑西市長 須藤 茂 様

筑西市行政改革推進委員会
委員長 爲我井 茂

第3次筑西市行政改革大綱（案）について（答申）

平成27年1月5日付をもって諮問のあった第3次筑西市行政改革大綱（案）について、本委員会で慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

第3次筑西市行政改革大綱（案）の内容については、原案のとおり異論はない。ただし、決定した計画の実施にあたっては、次のことに十分配慮のうえ進めること。

1. 本計画の推進にあたっては、計画的かつ着実に実行すること。
2. 第3次筑西市行政改革アクションプランに基づき、適切に進行管理を行うこと。
3. 収入と支出のバランスを考慮し、サービス向上を見据えた改革に取り組むこと。
4. 市民の意見を反映した改革に取り組むこと。
5. 取り組みの進捗状況や成果等については、広く市民に公表すること。



4 用語の解説

【50音順】

(1) 機関委任事務制度

都道府県知事や市町村長が、法令に基づいて国から委任され、国の機関として処理する事務のことです。法的には国が委任した国の事務であって、地方公共団体の事務とはされていませんでした。

(2) 義務的経費

職員の給与や議員の報酬等に要する人件費、児童手当や保育所の運営費等に要する扶助費、地方公共団体の資金調達のために借り入れた地方債（借金）の返済に要する公債費からなっており、簡単には削減できない必要な経費のことです。

(3) 行政評価

行政が行う施策や事務事業を、一定の目的や基準によって客観的に評価し、その結果を改善・改革に結びつける手法です。

(4) 経常収支比率

毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に使う毎年度経常的に収入される財源の割合のことです。家計に例えると、毎月必要となる生活費などの支払いが収入に占める割合で、この比率が高いほど臨時的な支出にお金を回す余裕が乏しくなっていることを示します。

(5) 経常的経費

コピー代や備品の購入に要する物件費、道路、公共施設などの管理に要する維持補修費、他の地方公共団体や民間への保険料、負担金などの給付に要する補助費等や義務的経費など、毎年度継続して固定的に支出される経費のことです。

(6) 固定資産台帳

地方公会計制度で策定が求められている財務書類の一つで、地方自治体が所有する全ての資産（土地、建物、設備、道路、上下水道管など）の数量や金額を適正に把握するための台帳です。

(7) 指定管理者制度

地方自治体が設置した公の施設の管理運営について、民間事業者等に包括的な管理運営を任せることができる制度で、民間事業者等が有するノウハウを活用し、住民サービスの向上及び経費の節減等を図るものです。

(8) 情報セキュリティポリシー

組織における情報資産のセキュリティ対策について、総合的かつ具体的にとりまとめた基本方針をいいます。



(9) ジョブ・ローテーション

職員の能力を開発することや適性を見極めることを目的として、多くの業務を経験させるために職員を定期的に異動させることをいいます。

(10) 人事評価制度

職員の能力や実績を適正に評価して人事や給与に反映させる制度です。

(11) 定員適正化計画

簡素で効率的な行政体制の整備と人件費の抑制を図るため、退職予定者や新規採用予定者を含めた職員定員の数値目標を定めた計画です。

(12) 低・未利用地

利用目的をもって取得した土地であっても、計画が変更又は廃止され、長い間使用されていない土地や、公共施設が用途廃止され、跡地利用がされていない土地をいいます。

(13) 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅、公民館などの公共用施設の建設や、大規模修繕、大型備品の購入など、将来に残る公共投資に要する経費（普通建設事業費）と災害復旧費を合わせたものです。

(14) P F I（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るものです。

(15) P D C Aサイクル

行政が行う施策や事務事業を円滑に進める手法の一つで、P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善するものです。

(16) P P P（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う手法の総称です。

(17) 扶助費

生活保護費、医療・介護の援助、児童手当等の支給、就学援助や保育所の運営費など、各種福祉施策の支出に要する経費です。

(18) 普通交付税

地方公共団体間の財源の過不足を調整し、財政力の格差を解消するために国から交付される資金のことです。



(19) 普通交付税の合併特例措置

合併年度及びこれに続く10年間、合併前の市町村がそのまま存続した場合と想定して普通交付税が算定される緩和措置のことです。その後の5年間で、合併後の団体として算定される本来の交付税額まで段階的に縮減されていきます。

(20) マイナンバー制度

社会保障・税番号制度の略称で、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現に向けて、国民全員に個人番号を割り当てる制度です。国では、平成28年1月の利用開始を目指しています。

(21) ライフサイクルコスト

公共施設の維持管理費用を、設計・建設・維持管理・運営・廃棄の段階をトータルして考えたものです。訳語として生涯費用と呼ばれています。

第3次筑西市行政改革大綱



発行	平成27年3月
編集	筑西市総務部行政改革推進課
TEL	0296-24-2111 (代表)
FAX	0296-24-7333
メール	gyousei@city.chikusei.lg.jp